

## 記者発表資料

令和6年8月23日

港湾空港課、危機管理課、総合政策課

### 特定利用空港・港湾について

国は、自衛隊・海上保安庁が平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、これらについて民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図ることとしています。

本県においては、2空港、6港湾が「特定利用空港・港湾」の候補となっています。

県としては、国の取組は、必要な整備が着実に行われることが期待できること、また、災害時における迅速な対応が期待できると考えています。

令和6年8月14日付けで、国から、本県が管理する7空港・港湾について、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と本県との間で確認することの依頼がありました。

これに対し、県としては、空港管理者及び港湾管理者として「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、本日、国へ回答することとしました。(鹿児島空港は国管理空港のため、関係省庁間での手続きとなります。)

#### 1 対象空港・港湾（2空港、6港湾）

- ・ 国管理空港（1空港）：鹿児島空港
- ・ 県管理空港（1空港）：徳之島空港
- ・ 県管理港湾（6港湾）：鹿児島港、川内港、志布志港、西之表港、名瀬港、和泊港

## 2 手続きを進める理由

- 本県は、他県よりも候補とされている空港・港湾が多いこと、これまで県内で訓練が実施されていることから、丁寧に対応を進めてきたところであり、昨年11月に説明を受けて以降、国に不明な点等を確認してきました。
- 国からは、
  - ・ 「円滑な利用に関する枠組み」については、あくまでも民生利用を主とするものであり、管理者の権限が変わるものではないこと
  - ・ 「特定利用空港・港湾」における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、既存の制度に基づき進められること
  - ・ 加えて、自衛隊や海上保安庁が各空港・港湾の状況に精通することで、災害対応時に迅速に対応でき、能力を最大限に発揮することが期待できることなどを確認しました。
- 県としては、「特定利用空港・港湾」の候補とされている各空港・港湾においては、民生利用の観点からインフラ整備を進めており、今回の国の取組は、必要な整備が着実に行われるものと期待するところです。
- また、半島や多くの離島を有する本県において今回の国の取組は、災害時における迅速な対応にも資するものであると期待するところです。
- このため、県としては、県管理の7空港・港湾について、空港管理者及び港湾管理者として「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、本日、国へ回答することとしました。なお、国管理の鹿児島空港については関係省庁間での手続きとなります。

令和6年8月14日  
内閣官房  
国土交通省  
防衛省

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について  
(依頼)

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と鹿児島県との間で確認することを依頼する。

(案)

徳之島空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省九州防衛局・海上保安庁第十管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省大阪航空局はこれに協力する。

令和6年●月●日

国土交通省大阪航空局長

海上保安庁第十管区海上保安本部長

防衛省九州防衛局長

鹿児島県知事

(案)

鹿児島港・名瀬港・西之表港・志布志港・川内港・和泊港における  
港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省九州防衛局・海上保安庁第十管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省九州地方整備局はこれに協力する。

令和6年●月●日

国土交通省九州地方整備局副局長  
海上保安庁第十管区海上保安本部長  
防衛省九州防衛局長  
鹿児島県知事